

第三次計画
H21～25年度
「持続可能な滋賀社会の実現」
・低炭素社会の実現
・琵琶湖環境の再生
・環境の未来を拓く
「人・地域」の創造
・琵琶湖環境の再生と継承
・低炭素化など環境への負荷が少ない安全で快適な社会の実現

第四次計画:H26～30年度
「めぐみ豊かな環境といのちへの共感を育む社会の実現」

第1章 計画の基本的事項

« 性格 » 滋賀県環境基本条例第12条に基づく、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために定める環境行政の基本計画
・環境の保全に関する長期的な目標、施策の方向、環境配慮のための指針など、あらゆる主体が環境保全行動を起こす際の基本的方向性を示す
・基本構想の部門別計画として、他の部門別計画との間で、相互に考え方を整合させるとともに、環境の分野別計画に施策の方向性を示す
« 計画期間 » 2019年度～2030年度(12年間) ※必要に応じて見直しを実施

第2章 環境政策を進めるビジョン

1 滋賀県の環境をとりまく現状認識

○環境の状況（第四次計画の点検・評価／現状・課題）

●環境の未来を拓く「人」「地域」の創造

[環境学習] 場や機会の提供、滋賀の豊かな地域資源を活用した取組、活動支援

[ライフスタイル、ビジネススタイル] エネルギー使用量の削減、ごみの減量、環境産業の振興、環境こだわり農業等の取組拡大

●琵琶湖環境の再生と継承

[琵琶湖の保全再生] 琵琶湖や流入河川の水質改善、一方で生態系に関する課題顕在化(在来魚介類の減少、水草の大量繁茂、外来種の定着等)

[生物多様性] 開発による生息・生育環境の劣化・消失だけでなく、人の手が入らなくなったことによる影響、ニホンジカの生息増・生息域拡大、暮らしと自然との関わり希薄化

●低炭素化など環境への負荷が少ない安全で快適な社会の実現

[低炭素社会] 本県温室効果ガス総排出量減少(1990年度比)。但し、家庭・業務部門増、同総排出量の約半分は産業部門

[環境リスク] 排出源対策等により抑制。概ね支障がない状態で管理、県民の環境リスクに対する関心の高まり

[循環型社会] 家庭や企業の取組進む。一般廃棄物の排出量は概ね減少、産業廃棄物の排出量横ばい

環境保全にかかる
新たな考え方

持続可能な開発目標(SDGs)
パリ協定
琵琶湖保全再生施策に関する計画
第五次環境基本計画

○将来の環境に影響を与える要素→2030年滋賀の環境の見通し

●環境の未来を拓く「人」「地域」の創造

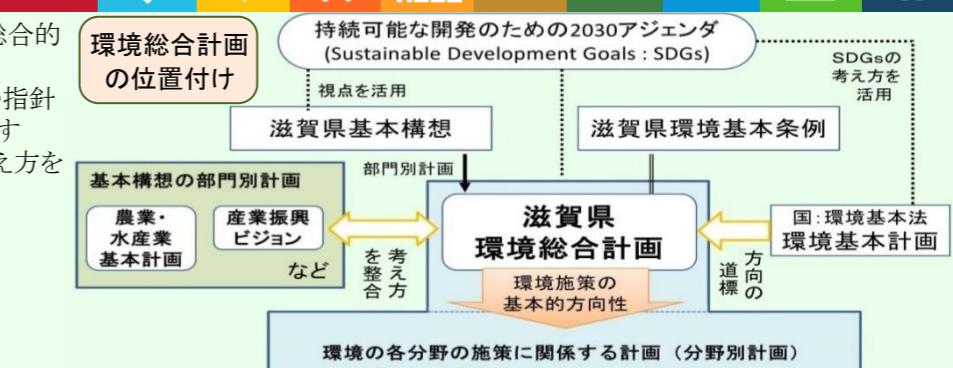
・環境学習の取組が進む一方、価値観の多様化・保全の担い手減少・技術革新の進展
→自ら行動する人の増加、多様な参画の進展、新たな配慮型製品の出現・普及、SDGsなどの国際的な枠組みのもと、持続可能性に貢献する企業・産業が成長

●琵琶湖環境の再生と継承

・産業構造変化、中山間地の人口減少、耕作放棄進行、農地減少、管理の行き届かない森林の増加、環境への負荷削減
→琵琶湖への流入負荷減少・水質一定改善、気候変動による影響の顕在化、餌環境・生物多様性に改善の兆候、新たな外来生物の影響可能性、獣害継続の可能性、琵琶湖と人の関わり多様化

●低炭素化など環境への負荷が少ない安全で快適な社会の実現

・再生可能エネルギー利用拡大、世界的エネルギー需要拡大、産業構造変化、新たな技術や製品の開発、環境インフラ老朽化
→地域の温室効果ガス排出量減少、一方で世界的な温室効果ガス排出量増加、自然災害の増加等気候変動による影響拡大の可能性、環境インフラの機能低下・負担増、一般廃棄物・産業廃棄物の減少、化学物質等のリスク管理継続



2 目指す将来の姿・目標

「いかに環境への負荷を抑制するか」だけでなく
「いかに適切に環境に関わるか」というより広い視点へ

(目指す将来の姿)

琵琶湖をとりまく環境の恵みといのちを育む

持続可能で活力あふれる循環共生型社会

・活力ある人々の営みの中で「つながり」が回復し、「循環共生型社会」が実現されている
・琵琶湖の水質が良好に保たれ、琵琶湖の魚介類や森林資源など「自然の恵み」があふれ、暮らしに活かされている
・環境リスクが低減され、気候変動への対応が進み、「安全・安心」で豊かさを感じられる「低炭素社会」が築かれている
・様々な人々が、学び、取り組み、環境保全の基盤が保たれている

SDGsの考え方

(目標)

～環境と経済・社会活動をつなぐ

健全な循環の構築～

施策展開の3つの視点

共生

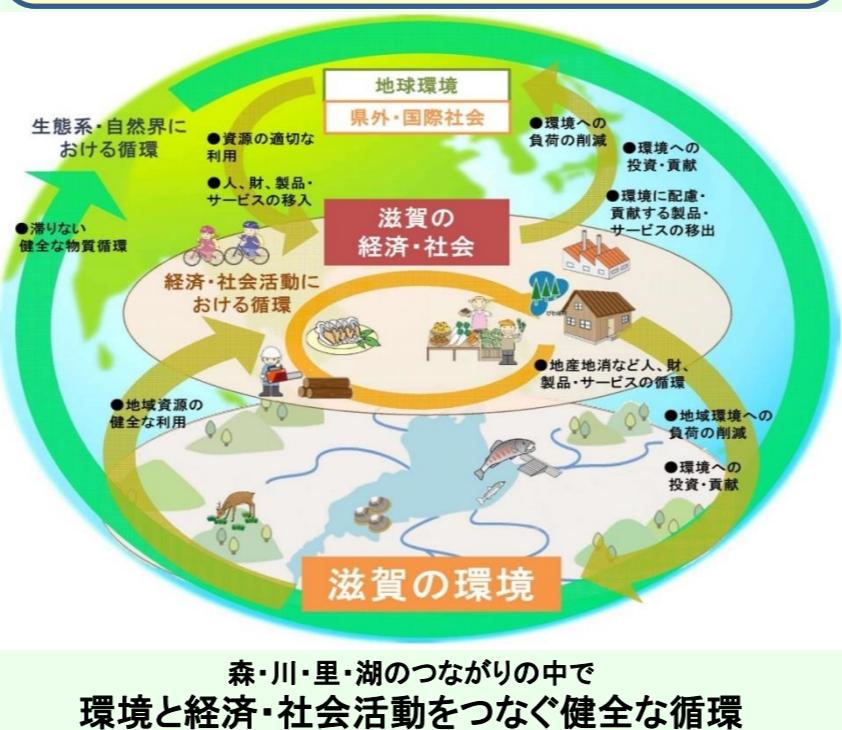
地域資源の活用を通じて「自然と人」「人と人」「地域と地域」の共生をつくる

「守る」「活かす」「支える」

「支える」取組のもと、「守る」取組で地域資源の価値を高め、「活かす」ことでさらなる

協働

「環境自治」の理念のもとで、多様な主体の参画による協働を進める



第3章 施策の方向性

「共生」「守る・活かす・支える」「協働」の施策展開の3つの視点を通して、以下の4つの施策の柱のもと、10の分野ごとに施策の方向性を定める。

1 琵琶湖をとりまく環境の保全再生と自然の恵みの活用

[琵琶湖の保全再生・活用] 在来魚介類にぎわい復活に向けた調査研究、南湖の重点的な保全・再生、県産の農林水産物の利用促進、生態系を含めた新たな有機物指標(TOC等)の導入、琵琶湖環境と関わる機会の充実

[生物多様性の確保・森林の多面的機能の発揮] 多様な主体による侵略的外来生物の監視や防除活動への支援、社会経済活動へ生物多様性の視点の組込み・県民の理解の促進、再造林による森林の更新、森林資源の循環の促進・活力ある林业の推進、県産材の安定供給体制の確立と利用の推進、人材の育成確保、森林山村の活性化

2 気候変動への対応・環境負荷の低減

[気候変動] 今世紀後半の脱炭素社会を目指し、低炭素社会の実現に向けた取組、気候変動による影響把握・情報共有・適応策の取組、省エネルギー・節電推進、地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入促進、下水道における未利用資源の有効活用の推進、エネルギー関連産業の振興・技術開発推進

[環境リスク] 工場等の自主管理体制の構築、環境事故防止の取組促進、環境リスクに関する正確な情報の発信、リスクコミュニケーションの推進

[循環型社会] より環境負荷の小さい2R(リデュース・リユース)の取組強化(プラスチックをはじめとする容器包装廃棄物・食品ロスの一層の削減等)・リサイクルの推進、適正処理の推進、災害廃棄物処理体制の整備、多様な主体の連携・協働

3 持続可能な社会を支える学びと暮らしの定着

[環境学習] 学習推進を担う人材育成・確保、学習プログラム収集整備、学習の機会の充実、多様な主体の参加・交流・連携のための仕組づくり

[環境とのつながり・関わり] 取組の段階等に応じた普及啓発、情報提供、環境配慮製品等の利用促進、環境保全技術・製品等の開発促進、地産地消の推進、事業者による環境保全の取組への支援

[環境インフラ等] 下水道事業の防災減災対策・老朽化対策等の推進や治山施設の点検・診断を通じた補修等(環境インフラの取組)、自然環境が有する多様な機能を活かしたインフラ整備や土地利用等(グリーンインフラの取組)

[調査研究・技術開発] 琵琶湖環境研究推進機構の取組推進、国環研等との連携の推進、最新の研究知見の集積・発信、水環境や大気環境の継続的な監視

4 國際的な協調と協力

[国際的な協調と協力] 水環境保全の本県の取組「琵琶湖モデル」の海外発信と事業化の促進、ラムサール条約登録湿地などで開催される国際会議や世界湖沼会議等への参画を通じた人材育成や世界の湖沼保全への貢献

第4章 計画の円滑な推進

[各主体の役割・連携] [関係諸計画への反映]

[計画の進捗状況の点検および見直し]

分野別計画の進捗状況の評価を活用するとともに参考指標等を確認して実施
→ 毎年度、環境白書や審議会を通じて報告・公表
計画期間内においても必要に応じ、見直しを実施